

桐生商工会議所「小さな世界都市桐生大賞」

表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、桐生市における小さくとも個性が光り、世界に誇り得る産業・技術・技能・工芸・文化・芸術・教育・伝統・歴史風土・民俗等を表彰し、これを広く周知することによって、他の自主的な取組を促進し、もって産業界をはじめとする桐生市全体の振興及び発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(表彰の対象者)

第3条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 海外企業との商取引において顕著な実績のある中小企業
- (2) 桐生商工会議所が取り組んでいる「ブランド都市・桐生の構築」において、「桐生クラフト」としてブランド認定された中小企業
- (3) 「小さな世界都市」にふさわしい、個性が光り世界に誇れる製品・商品・サービス・技術・技能等を有する中小企業
- (4) 「小さな世界都市」として、個性が光り世界に誇り得ると認められる文化・芸術・教育・伝統・歴史風土・民俗等並びにそれらを有する団体及び個人
- (5) その他会頭が特に当表彰の趣旨にふさわしいと認めるもの

(表彰の推薦)

第4条 表彰の推薦は、自薦他薦を問わない。推薦は、桐生商工会議所「小さな世界都市桐生大賞」推薦書(別紙様式第1号)による。なお、被表彰事業所等の認定は、会頭が委嘱した選考委員による桐生クラフト評価委員会で審査の上、決定するものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、会頭が表彰状と記念シールドを授与してこれを行う。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。